新 旧 完全週休2日制 · 週休2日制工事実施要領 完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 (目的) (目的) 第1条 (略) 第1条 (略) (対象工事) (対象工事) 第2条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、設計書の単価適用日が令和4年4月1 第2条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、令和3年4月1日以降に新規に契約す 日以降の次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は る次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。 除く。 (略) (略) (工事成績評定) (工事成績評定) 第5条(1) 完全週休2日制工事 第5条(1) 完全週休2日制工事 ハ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等」において評価す ハ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等 7.その他」に る。なお、完全週休2日取得率が90%に満たない場合であっても工事成績の減点は行わな おいて評価する(別紙2参照)。なお、完全週休2日取得率が90%に満たない場合であって も工事成績の減点は行わない。 ٧١_° 第5条(2) 週休2日制工事 第5条(2) 週休2日制工事 ハ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等」において評価す ハ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等 7.その他」に る。なお、週休2日取得率が28.5%(2 / 7)に満たない場合であっても工事成績の減点は おいて評価する(別紙2参照)。なお、週休2日取得率が28.5%(2/7)に満たない場合 行わない。 であっても工事成績の減点は行わない。 (略) (略) (週休2日の取得に要する費用の計上) (週休2日の取得に要する費用の計上) 第7条(1) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事(諸経費算定工種区分が、港 | 第7条(1) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事(諸経費算定工種区分が、港 湾・漁港工事(浚渫工事、構造物工事)又は海岸工事(港湾・漁港に係る海岸)の工事をい 湾・漁港工事(浚渫工事、構造物工事)又は海岸工事(港湾・漁港に係る海岸)の工事をい う。以下同じ。)以外の工事については、次により補正を行うものとする(別紙3参照)。 う。以下同じ。)以外の工事については、次により補正を行うものとする(別紙2参照)。 |※旧要領の別紙2が削除されることにより、以降の別紙番号が全て一つ繰り上がる| (略) (略)

(週休2日の取得に要する費用の計上)

- 第7条(2) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事については、次により補正を 第7条(2) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事については、次により補正を 行うものとする(別紙4参照)。
- ロ 補正率 それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴 ロ 補正率 わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。
 - (イ) 4週8休以上
 - ・労務費 1.05
 - ・機械経費(賃料) 1.04
 - · 共通仮設費率 1.02
 - ·現場管理費率 1.03
 - ・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙4による

(略)

第9条(1) 発注者指定型

「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の 発注者指定型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施 要領(令和4年4月1日)」を参照すること。」

※第9条(2)も同様

(略)

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

行うものとする(別紙5参照)。

- - (イ) 労務費に補正係数 1.05 を乗じるものとする。ただし、港湾 5 職種(高級船員、普 通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員)は除く。
 - (ロ) 港湾工事市場単価については、工種ごとに定められた補正率を乗じるものとする (別紙5参照)。

(略)

第9条(1) 発注者指定型

「第○条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の 発注者指定型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施 要領(令和3年4月1日)」を参照すること。」

(略)

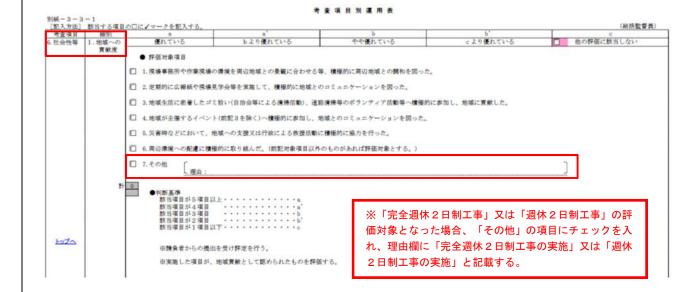
附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙 2

工事成績評定の評価方法

- 1 「6.社会性等 I.地域への貢献等 7. その他」において評価する。
- 2 満点(100点)の内数とし、減点はなし。



細目別評定点採点表

管理番号

	T	I =			1			
考查項目	細り	①専任監督員	②主任監督員	②総括監督員	④検査員(指定部分完了)	③検査員 (完了)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	1. 施工体制一般	() ×0.4+2.9= 点					3, 3/5	
	11. 配置技術者	() ×0.412.9= 点					1.1/5	
2. 施工状况	1. 施工管理	() ×0.4+2.9- 点			() ×0.4+6.5- 点	() ×0.4-6.5- 点	13. 0点	
	Ⅱ.工程管理	() ×0.4+2.9= 点	() ×0.2-3.2= 点				8.1点	
	Ⅲ. 安全対策	() ×0.4+2.9= 点	() ×0.2+3.3= 点				8. 8点	
	IV. 対外関係	() ×0.4+2.9=					3.74	
3. 出来形及び 出来ばえ	1. 出来形	() ×0,4+2.8=			() ×0.4+6.5= 点	() ×0,4+6,5=		
	11. 品質	() ×0.4+2.9=			() ×0.4+6.5=	() ×0.4-6.5=		
	Ⅲ. 出来ばえ				() ×0.4+6.5-	() ×0.4-6.5-	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		() ×0.2 3.3=				7. 3/.1	
5. 創意工夫	1. 創意工夫	() ×0.4+2.9= 点					5,7/5	
6. 社会性等	1. 地域への貢献等			() ×0.2-3.2=			5. 2点	
7. 法令遵守等				() ×1.0				
No.				n.		評定合計	160.0	
8,総合評価 技術提案	技術提案積行確認			漢行 不履行 対象を				

別紙-1-2

別紙<u>4</u>

別紙5

第7条(2)関係(港湾・漁港工事)

- 1 (略)
- 2 「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法
 - ○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乗じ算出 補正後市場単価=標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

		市場単価補正係数
1	底面工	1.04
2	マットエ(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ軍打設)	1.05
8	コンクリート打設工(ポンプ軍打設以外)	1.05
9	止水板工	1.05
10	上畫工	1.05
11	伸結目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止·線金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05
16	防舷材撤去	1.05

		市場単価補正係数
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	1.05
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
21	吸出L防止工(陸上施工·海上施工)	1.04
22	港湾構造物塗装工(係船柱·車止·線金物)	1.04
23	ペトロラタム被覆	1.05
24	現場鋼材溶接·切断工(陸上施工·海上施工)	1.05
25	現場網材溶接・切断工(水中施工)	1.05
26	かき落とし工	1.05
27	污濁防止膜設置·撤去·移設	1.04
28	污濁防止枠設置·撤去	1.03
29	灯浮標設置·撤去	1.04
20	污痕防止難保守管理(海上导视点技术素能为U·水中导视点技)	1.01
30	汚漫防止膜保守管理(海上目視点検作無船なL)	1.05

第7条(2)関係(港湾・漁港工事)

- 1 (略)
- 2 「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法
 - ○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乗じ算出 労務費補正後市場単価=標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数 ○補正対象外職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

		市場単価補正係数
1	底面工	1.04
2	マットエ(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
3	支保工	1.05
4	足場工	1.03
5	鉄筋工	1.05
6	吊鉄筋工	1.05
7	型枠工	1.04
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
L°	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
9	止水板工	1.05
10	上蓋工	1.05
11	伸縮目地工	1.03
12	係船柱取付	1.05
13	防舷材取付	1.05
14	車止•縁金物取付	1.05
15	係船柱撤去	1.05

_		
		市場単価
		補正係数
16	防舷材撤去	1.05
17	車止撤去	1.05
18	電気防食取付	補正しない
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20	防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない
21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	補正しない
22	港湾構造物塗装工(係船柱·車止·縁金物)	1.04
23	ペトロラタム被覆	補正しない
24	現場鋼材溶接•切断工(陸上施工•海上施工)	1.05
25	現場鋼材溶接•切断工(水中施工)	補正しない
26	かき落とし工	補正しない
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
28	汚濁防止枠設置・撤去	補正しない
29	灯浮標設置·撤去	補正しない
20	汚濁防止腰保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05